太田市告示第１１６号

市道路線の供用廃止に関する告示

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定に基づき令和７年１０月１０日から次の市道路線の供用を廃止する。

その関係図面は、告示の日から１月間太田市役所都市政策部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和８年１０月１５日

太田市長　　穂　積　昌　信